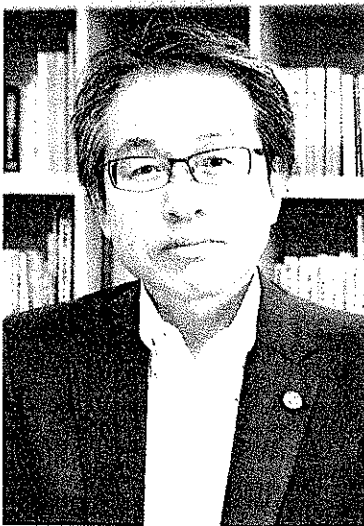


そこが聞きたい 生活保護訴訟の行方

弁護士 小久保 哲郎 氏



1965年生まれ。京都大卒。95年弁護士登録。日本弁護士連合会貧困問題対策本部事務局長など。著書に「それがホントの生活保護改革を生かす」とある。

実態直視の判決期待

生活保護費の引き下げは「生存権」を保障した憲法25条などに違反するとして、受給者が都道府県などに減額取り消しを求め全国29地裁で起こした訴訟で、大阪地裁が2月に原告の訴えを認める判決（自治体側が控訴中）を出した。大阪訴訟の副弁護団長、小久保哲郎弁護士（左）に訴訟の争点や背景を聞いた。

朝日訴訟

結核療養所で暮らしていた朝日茂さんが1957年、当時の生活保護費月600円では暮らせない国を相手東京地裁で全面勝訴した。東京高裁で逆転敗訴。最高裁では朝日さんの死亡を理由に引き上げを認め、以後の生活保護基準に影響を与えた。

裁判の争点は、

厚生労働省は2013年から15年に、生活保護費の本体ともいわれる「生活扶助」の基準を、デフレで受給者の可処分所得が実質的に増えたとして、最大10%引き下げた。この引き下げには二つの問題がある。まず、算定の起点を極端に物価が上がった08年としたため、翌年以降の大幅な物価下落率が反映されてしまった。さらに、この算定に、一般的な消費者物価指数ではなく、生

活保護利用者があまり買わない家電製品の物価下落率を増幅して反映させた。厚生労働省独自の指標を使った。専門家の意見も聞かずに。大阪地裁判決は、この2点の不当性を指摘し、引き下げ決定は厚生労働省の裁量から逸脱しているとの見解を示した。生活扶助基準の設定を違法とした判決は朝日訴訟以来約60年ぶり、歴史的だ。一連の訴訟では、他に名古屋地裁が昨年6月、札幌地裁が今年3月に判決を出し、原告の請求を退けている。両地裁は、生活保護世帯の生活実態に目を向けず、引き下げに問題はないとした。

生活保護費削減の背景は？

12年春に人気お笑い芸人の母親が生活保護を受給していたと自民党の政治家らにバッシングされ、生活保護への「国民感情」が、従来以上に激しくなった。同年末、自民党が「生活保護基準1割カット」を公約の一つに政権復帰し、翌年1月に引き下げの方針を示した。つまり、バッシングとセットになった自民党の公約が背景にある。

国会では安倍晋三前首相が

「生活保護は権利」、菅義偉首相が「最終的には生活保護があるからこそ容弁している。」「コロナ禍で、生活保護を活用しないと社会は大変なことになるとの認識が、政治家に広まりつつあるのではないかと。生活保護の「適正化」で野宿生活者が街にあふれた1990年代、リーマン・ショックで利用者が増えた00年代、バッシングが起きた10年代と比べて、また風向きが変わってきたのだろう。大阪地裁判決は風向きの変化に即し、名古屋と札幌の判決は抗しているようにも見える。

今後の訴訟の見通しは？

5月の福岡地裁を筆頭に、今年度は全国4、5地裁で判決が出る予定だ。生活保護費削減に見合う物価下落の恩恵が本当にあったのか、大阪地裁のように生活保護利用者の消費実態を直視した判決を期待したい。生活保護基準は、最低賃金や就労援助などにも影響するから、受給者だけの問題ではない。一連の裁判で原告勝訴が続けば、社会福祉切り捨ての傾向を反転させる追い風になるはずだ。



一般の人が、どのような社会的弱者をどんな視線で見ているかには、時々の社会風潮や報道の量と内容、当事者運動の強さなどで、どうしても差が出てしまう。だからこそ、裁判所にはできるだけ「客観的」な基準で、より広い範囲の人権を守る判断を期待したい。